

指定介護予防訪問介護事業者様

指定介護予防通所介護事業者様

沼津市長 大沼明穂

(公印省略)

## 新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う定款等変更について(通知)

日頃より、本市の高齢者福祉行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本市では、平成29年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始いたします。これに伴い、各事業者の定款及び運営規程等の変更が必要となりますので、以下のとおり通知いたします。

### 1 介護保険法改正によるサービス名称の変更

・介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業

・介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業

※第1号訪問事業又は第1号通所事業には、現行相当サービス及び緩和した基準によるサービス(基準緩和訪問サービス・1日デイサービス・半日デイサービス・運動器機能向上サービス(仮称))を実施する場合も含まれます。

### 2 第1号訪問事業・第1号通所事業を定款に記載する場合の記載例

・「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」「介護保険法に基づく第1号通所事業」

・「介護保険法に基づく第1号事業」

※社会福祉法人で、定款中に第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と記載されている場合は、総合事業の内容が含まれるため、定款の変更は必要ありません。

「老人居宅介護等事業」⇒「第1号訪問事業」を含む

「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」⇒「第1号通所事業」を含む

### 3 留意事項

(1) 平成29年度中は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護と第1号訪問事業・第1号通所事業が併存するため、平成30年3月31日までは定款に記載されている「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の記載を削除しないようご注意ください。

(2) 今回の定款や運営規程の変更については、変更届の提出は不要とします。

(3) 医療法人、社会福祉法人等は、定款変更の前にそれぞれの所管部署に確認を行ってください。

#### 【問い合わせ】

沼津市役所 市民福祉部 長寿福祉課

電話:055-934-4873